

松江市公衆無線LANサービス「Matsue City Free Wi-Fi」利用規約

(目的)

第1条 この規約は、災害時及び平時に、松江市民及び観光客等の情報入手利便性の向上を図ることを目的として、松江市民及び観光客等が提供する公衆無線LANサービス（以下「本サービス」という。）の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(サービスの内容)

第2条 本サービスは、市が本規約に同意した者（以下「利用者」という。）に対し、公衆無線LAN接続環境を提供し、利用者はインターネットへの接続を可能とするものである。

2 本サービスの利用可能施設等は別に定める。

(利用者の資格)

第3条 本サービスの利用は、本規約に同意した個人に対して認めるものとする。

(サービスの利用)

第4条 利用者は、本サービスを利用するにあたり必要な端末装置及びソフトウェアを準備するものとする。

2 利用者が利用する端末装置及び端末装置の付属機器に供給する電源は、利用者が準備するものとする。

3 本サービスの利用料金は、無料とする。

4 本サービスの連続利用時間は、1回あたり20分以内とする。ただし、災害時においてはこの限りではない。

(利用者情報の取扱い)

第5条 市は、利用者が本サービスを利用した際に、次の情報を取得する。

(1) 利用エリア

(2) 利用時間帯

(3) 利用端末の識別情報（MACアドレス）

(4) IPアドレス

(5) インターネット上のサイト等との通信履歴

2 市は、取得した情報を、次の目的で利用する。

(1) 本サービスの利用状況の調査及び内容の充実（利用端末の識別情報を特定できない形に加工した上で第三者に提供する場合を含む。）

- (2) 利用者からの問い合わせ対応
- (3) フィルタリング及び帯域制御の実施

(フィルタリング及び帯域制御)

第6条 市は、本サービスの不正利用等を防止するため、フィルタリング（セキュリティ上危険なサイトや未成年者等に有害なサイトを表示させないこと及びネットワークや端末装置に障害を与えるおそれのある通信を遮断することをいう。）及び帯域制御（利用者の一定時間の通信量を意図的に制限することをいう。）を実施することができる。

2 前項のフィルタリング及び帯域制御は、市が契約するインターネットサービスプロバイダ（株式会社NTTぷらら。以下「ISP」という。）が提供する機能を利用して実施するものとする。

(著作権等)

第7条 本サービス及び本サービス上で表示される各種情報等に関する知的財産権（著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、ノウハウ等その他これらに類するものを含む。）は、市又はそれぞれの権利の権利者に帰属するものとする。

(禁止事項)

第8条 利用者は、本サービスの利用に際し、次の各号のいずれかに該当する行為をしてはならない。

- (1) 他の利用者、第三者若しくは市の著作権又はその他の権利を侵害する行為及び侵害するおそれのある行為
- (2) 他の利用者、第三者若しくは市の財産又はプライバシー権を侵害する行為及び侵害するおそれのある行為
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、他の利用者若しくは市に不利益又は損害を与える行為及び与えるおそれのある行為
- (4) 第三者を誹謗中傷する行為
- (5) 公序良俗に反する行為又はそのおそれのある行為若しくは公序良俗に反する情報を提供する行為
- (6) 犯罪的行為又は犯罪的行為に結びつく行為若しくはそのおそれのある行為
- (7) ISPの規約に規定される禁止事項に該当する各行為
- (8) 前各号に掲げるもののほか、法令に違反し、若しくは違反するおそれのある行為又は市が不適切であると判断する行為

2 利用者が前項各号に掲げる事項に該当する行為を行った場合は、市は、事前に通知することなく、直ちに当該利用者の本サービスの利用を停止することができるもの

とする。

- 3 前 2 項に該当する利用者の行為によって市、利用者本人及び第三者に損害が生じた場合は、利用者は、本サービスの利用後であっても、全ての法的責任を負うものとし、市は一切の責任を負わないものとする。

(運用の停止)

第 9 条 市は、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用者へ周知することなく、本サービスの運用を停止できるものとする。

- (1) 本サービスのシステムの保守又は工事を定期的又は緊急に行う場合
 - (2) 暴動、騒乱、労働争議、地震、噴火、洪水、津波、火災、停電その他の非常事態により、本サービスの運用が困難となった場合
 - (3) 本サービスのシステムに係る障害等が発生した場合
 - (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市が本サービスの運用上、一時的な中断が必要と判断した場合
- 2 本サービスの運用の停止により、利用者又は第三者が被ったいかなる損害についても、理由を問わず、市は一切の責任を負わないものとする。

(免責等)

第 10 条 市は、本サービス内容及び利用者が本サービスを通じて得る情報等について、その完全性、正確性、確実性、有用性等につき、いかなる保証も行わないものとする。

- 2 本サービスの提供、遅滞、変更、中止又は廃止、本サービスを通じて登録、提供又は収集された利用者の情報の消失、利用者のコンピュータのコンピュータウイルス感染等による被害、データの破損、漏えい、電波状況によるサービスの利用不能、中断、その他本サービスに関連して発生した利用者の損害について、市は一切責任を負わないものとする。
- 3 本サービスの利用において発生した有料サービスについては、その理由にかかわらず、当該利用者が費用を負担するものとする。
- 4 本サービスへの接続に係る利用者の機器の設定は、利用者が行うものとし、端末装置の種類又はソフトウェア等によって、本サービスを利用できない場合があっても、市は一切責任を負わないものとする。
- 5 利用者が本サービスを利用したことにより、他の利用者や第三者との間に生じた紛争等について、市は一切の責任を負わないものとする。

(管轄裁判所)

第 11 条 本規約又は本サービスに関して市と利用者との間に紛争が生じた場合、松江

地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(本規約の変更等)

第 12 条 市は、利用者の承諾を得ることなく、本規約の変更及び本サービスの全部又は一部を廃止することができる。

附 則

本規約は、平成 27 年 3 月 2 日から施行する。